

令和8年9月1日 招集

令和8年第3回 宇城市議会定例会議案

熊 本 県 宇 城 市

令和8年第3回宇城市議会定例会 提出議案目録（令和8年9月1日）

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
報告	報 告 第16号	専決処分の報告について (専決第14号)	宇城市農業者トレーニングセンター 中規模改修工事の工事請負契約の変更契約の締結 【今回変更増額】 9,176,287円 【現請負金額】 200,200,000円 【変更請負金額】 209,376,287円	地方自治法 第180条第2項	教育部 文化スポーツ課	P. 9 ～ P. 10
報告	報 告 第17号	専決処分の報告について (専決第15号)	選挙ポスター掲示板による浅川区フェンス損壊に係る損害賠償額の専決処分	地方自治法 第180条第2項	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	P. 11 ～ P. 12
報告	報 告 第18号	専決処分の報告について (専決第16号)	宇城市立ふれあいスポーツセンターの施設利用中における物損事故に係る損害賠償額の専決処分	地方自治法 第180条第2項	教育部 文化スポーツ課	P. 13 ～ P. 14
報告	報 告 第19号	専決処分の報告について (専決第17号)	公用車による物損事故に係る損害賠償額の専決処分	地方自治法 第180条第2項	三角支所 経済建設課	P. 15 ～ P. 16
報告	報 告 第20号	専決処分の報告について (専決第18号)	松橋中学校校舎等解体工事（2期）の工事請負契約の変更契約の締結 【今回変更減額】 195,605円 【現請負金額】 362,760,040円 【変更請負金額】 362,564,435円	地方自治法 第180条第2項	教育部 学校施設課	P. 17 ～ P. 18
報告	報 告 第21号	専決処分の報告について (専決第19号)	学校支給のリボンテープによるランドセル汚損に係る損害賠償額の専決処分	地方自治法 第180条第2項	教育部 教育総務課	P. 19 ～ P. 20
報告	報 告 第22号	令和7年度宇城市一般会計継続費精算報告について	宇城市一般会計継続費精算	地方自治法 施行令第145条第2項	総務部 財政課	P. 21 ～ P. 22

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
報告	報 告 第23号	令和7年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について	令和7年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況	地方自治法第243条の3第2項	経済部 商工観光課	P. 23 別冊
報告	報 告 第24号	令和7年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について	宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項	総務部 財政課 上下水道局 上下水道課	P. 24
承認	承 認 第5号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (専決第20号)	令和8年度宇城市一般会計補正予算 (専決第1号)の専決処分	地方自治法第179条第3項	総務部 財政課	P. 25 ～ P. 26 別冊
承認	承 認 第6号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (専決第21号)	令和8年度宇城市水道事業会計補正予算 (専決第1号)の専決処分	地方自治法第179条第3項	上下水道局 上下水道課	P. 27 ～ P. 28 別冊
承認	承 認 第7号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (専決第22号)	令和8年度宇城市下水道事業会計補正予算 (専決第1号)の専決処分	地方自治法第179条第3項	上下水道局 上下水道課	P. 29 ～ P. 30 別冊
予算	議 案 第47号	令和8年度宇城市一般会計補正予算 (第2号)	歳入歳出予算の補正 今回補正額 153,605千円 補正後の額 45,890,029千円 繰越明許費の補正 債務負担行為の補正 地方債の補正	地方自治法第96条第1項第2号	総務部 財政課	別冊
予算	議 案 第48号	令和8年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	補正予算額 今回補正額 116,552千円 補正後の額 7,556,764千円	地方自治法第96条第1項第2号	保健衛生部 医療保険課	別冊
予算	議 案 第49号	令和8年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	補正予算額 今回補正額 39,256千円 補正後の額 1,328,681千円	地方自治法第96条第1項第2号	保健衛生部 医療保険課	別冊
予算	議 案 第50号	令和8年度宇城市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	補正予算額 今回補正額 183,469千円 補正後の額 6,917,678千円	地方自治法第96条第1項第2号	福祉部 高齢介護課	別冊
予算	議 案 第51号	令和8年度宇城市奨学金特別会計補正予算 (第2号)	補正予算額 今回補正額 97千円 補正後の額 22,343千円	地方自治法第96条第1項第2号	教育部 教育総務課	別冊

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
予算	議 案 第52号	令和8年度宇城市 水道事業会計補正 予算（第2号）	業務の予定量の補正 収益的予算補正額 収入 929千円 支出 △29,966千円 資本的予算補正額 収入 △24,500千円 支出 △24,500千円 企業債の補正	地方自治法 第96条第1 項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
予算	議 案 第53号	令和8年度宇城市 下水道事業会計補 正予算（第1号）	業務の予定量の補正 収益的予算補正額 収入 1,335千円 支出 △289千円 資本的予算補正額 収入 6,000千円 支出 2,767千円 企業債の補正	地方自治法 第96条第1 項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
条例	議 案 第54号	宇城市公告式条例 及び宇城市行政手 続条例の一部を改 正する条例の制定 について	1 趣旨 デジタル社会の形成を図るため の規制改革を推進するためのデジ タル社会形成基本法等の一部を改 正する法律の施行に伴い、条例を改 正するもの 2 要点 デジタル化を阻害する規定の見 直し 3 施行期日 公布の日	地方自治法 第96条第1 項第1号	総務部 総務課	P. 31 ～ P. 32
条例	議 案 第55号	宇城市認可地縁団 体印鑑登録及び証 明に関する条例の 一部を改正する条 例の制定について	1 趣旨 地方自治法施行規則の一部を改 正する省令の施行に伴い、条例を 改正するもの 2 要点 引用する法令の条ずれ解消 3 施行期日 令和8年10月1日	地方自治法 第96条第1 項第1号	総務部 総務課	P. 33
条例	議 案 第56号	宇城市印鑑の登録 及び証明に関する 条例及び宇城市手 数料条例の一部を 改正する条例の制 定について	1 趣旨 出入国管理及び難民認定法等の 一部を改正する法律の施行に伴い、 条例を改正するもの 2 要点 個人番号カードと在留カード等 を一体化した特定在留カード等が 追加されたことに伴い、個人番号カ ードに加え、特定在留カード等を追 加する。 3 施行期日 公布の日	地方自治法 第96条第1 項第1号	市民部 市民課	P. 34 ～ P. 35

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
条例	議 案 第57号	宇城市子ども医療 費助成に関する条 例の一部を改正す る条例の制定につ いて	1 趣旨 医療法等の一部を改正する法律 の施行に伴い、条例を改正するもの 2 要点 社会保険診療報酬支払基金の名 称が変更されたことに伴い、条例中 に規定されている関係法令及び法 人名を改正 3 施行期日 令和8年10月1日	地方自治法 第96条第1 項第1号	福祉部 子ども未来課	P. 36
条例	議 案 第58号	宇城市特定教育・ 保育施設及び特定 地域型保育事業に 関する利用者負担 額を定める条例の 一部を改正する条 例の制定について	1 趣旨 児童福祉法等の一部を改正する 法律が施行されたことに伴い、条例 の一部を改正するもの 2 要点 引用する法令の整理及び地域型 保育給付費の支給対象の拡充 3 施行期日 公布の日	地方自治法 第96条第1 項第1号	福祉部 子ども未来課	P. 37
条例	議 案 第59号	宇城市立学校体育 施設の使用に関す る条例の一部を改 正する条例の制定 について	1 趣旨 小中学校屋内運動場の空調設備 設置による冷暖房料の設定に伴い、 条例を改正するもの 2 要点 三角、不知火、松橋及び小川の各 学校施設に冷暖房料を追加 3 施行期日 公布の日から起算して6月を超 えない範囲内において教育委員会 規則で定める日	地方自治法 第96条第1 項第1号	教育部 文化スポーツ課	P. 38 ～ P. 41
条例	議 案 第60号	宇城市水道事業給 水条例の一部を改 正する条例の制定 について	1 趣旨 令和8年熊本地震の被災により、 宇城市の指定する地元の給水装置 工事事業者の確保が困難なため、他 の地方公共団の長が指定する給水 装置工事事業者による工事の施行 を可能とする必要があるため改正 するもの 2 要点 災害その他非常時における工事 施行者の例外規定を定める。 3 施行期日 公布の日	地方自治法 第96条第1 項第1号	上下水道局 上下水道課	P. 42

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
その他	議 案 第61号	工事請負契約の締結について	松橋中学校駐輪場改築工事の工事請負契約の締結 【契約額】 162, 030, 000円	地方自治法 第96条第1 項第5号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条	教育部 学校施設課	P. 43
その他	議 案 第62号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	宇城市保健福祉センター中規模改修工事の工事請負契約の変更契約の締結 【今回変更増額】 23, 159, 627円 【現請負金額】 321, 970, 000円 【変更請負金額】 345, 129, 627円	地方自治法 第96条第1 項第5号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条	保健衛生部 健康づくり推進課	P. 44
その他	議 案 第63号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	豊福小学校校舎棟改築工事の工事請負契約の変更契約の締結 【今回変更増額】 9, 823, 784円 【現請負金額】 3, 142, 546, 035円 【変更請負金額】 3, 152, 369, 819円	地方自治法 第96条第1 項第5号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条	教育部 学校施設課	P. 45
その他	議 案 第64号	財産の取得について	宇城市立小学校ディスプレイ型電子黒板購入 【取得価格】 36, 352, 800円 【数 量】 204台	地方自治法 第96条第1 項第8号 宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条	教育部 教育総務課	P. 46
その他	議 案 第65号	損害賠償の額の決定及び和解について	1 事件の概要 市道管理不備による物損事故 2 損害賠償の額 2, 105, 684円	地方自治法 第96条第1 項第12号及び第13号	土木部 用地管理課	P. 47

区分	番号	案 件 名	内 容	根拠法令	主管課	頁
認定	認定 第1号	令和7年度宇城市 一般会計歳入歳出 決算の認定について	一般会計	地方自治法 第233条第3 項及び同法 第96条第1 項第3号	総務部 総務課	P. 48 別冊
認定	認定 第2号	令和7年度宇城市 国民健康保険特別 会計歳入歳出決算 の認定について	国民健康保険特別会計	地方自治法 第233条第3 項及び同法 第96条第1 項第3号	保健衛生部 医療保険課	P. 49 別冊
認定	認定 第3号	令和7年度宇城市 後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決 算の認定について	後期高齢者医療特別会計	地方自治法 第233条第3 項及び同法 第96条第1 項第3号	保健衛生部 医療保険課	P. 50 別冊
認定	認定 第4号	令和7年度宇城市 介護保険特別会計 歳入歳出決算の認 定について	介護保険特別会計	地方自治法 第233条第3 項及び同法 第96条第1 項第3号	福祉部 高齢介護課	P. 51 別冊
認定	認定 第5号	令和7年度宇城市 奨学金特別会計歳 入歳出決算の認定 について	奨学金特別会計	地方自治法 第233条第3 項及び同法 第96条第1 項第3号	教育部 教育総務課	P. 52 別冊
認定	認定 第6号	令和7年度宇城市 水道事業会計決算 の認定について	水道事業会計	地方公営企 業法第30条 第4項 地方自治法 第96条第1 項第3号	上下水道局 上下水道課	P. 53 別冊
認定	認定 第7号	令和7年度宇城市 下水道事業会計決 算の認定について	下水道事業会計	地方公営企 業法第30条 第4項 地方自治法 第96条第1 項第3号	上下水道局 上下水道課	P. 54 別冊

報告第16号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	変更金額（円）
宇城市農業者トレーニングセンター中規模改修工事の工事請負契約の変更契約の締結	【今回変更増額】 9,176,287 【現請負金額】 200,200,000 【変更請負金額】 209,376,287

専決第14号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年5月25日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和7年9月16日付けの議会の議決を経て締結した工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

- 1 工 事 名 宇城市農業者トレーニングセンター中規模改修工事
- 2 今回変更増額 9, 176, 287円（税込）
現請負金額 200, 200, 000円（税込）
変更請負金額 209, 376, 287円（税込）
- 3 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市小川町北新田278番地
商号又は名称 株式会社 実栄企業
代表者氏名 代表取締役 澤田 幸佑

報告第17号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	件 数	賠償金額（円）
選挙ポスター掲示板による浅川区 フェンス損壊に係る損害賠償	1	91,080

専決第15号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年6月16日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和8年4月10日に熊本県宇城市松橋町浅川1275番地内で発生した選挙ポスター掲示板による浅川区フェンス損壊に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 91,080円
- 2 損害賠償の相手方 浅川区
- 3 事件の内容
 - (1) 発生日時 令和8年4月10日 午前8時頃
 - (2) 発生場所 熊本県宇城市松橋町浅川1275番地内
 - (3) 概要 選挙ポスター掲示板を浅川区が管理するフェンスに設置していたところ、強風の影響によりポスター掲示板が煽られ、フェンスが荷重に耐えきれず倒壊し、掲示板設置者の市に賠償責任が生じたもの

報告第18号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	件 数	賠償金額（円）
宇城市立ふれあいスポーツセンターの施設利用中における物損事故に係る損害賠償	1	781,930

専決第16号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年6月26日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和8年4月6日に熊本県宇城市小川町河江52番地10地内で発生した宇城市立ふれあいスポーツセンターの施設利用中における物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 781,930円
- 2 損害賠償の相手方 法人
- 3 事件の内容
 - (1) 発生日時 令和8年4月6日 午後8時頃
 - (2) 発生場所 熊本県宇城市小川町河江52番地10地内
 - (3) 概要 宇城市立ふれあいスポーツセンターにおいて、施設の防護ネットの一部が破損しており、施設利用者が蹴ったサッカーボールが当該破損箇所をすり抜け、隣接の駐車場に駐車中の車輛の左後部ドアに直撃し、これを損傷させたため、市に賠償責任が生じたもの

報告第19号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	件 数	賠償金額（円）
公用車による物損事故に係る損害賠償	1	209,000

専決第17号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月21日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和8年3月27日に熊本県宇城市三角町三角浦1159番地195地先で発生した公用車による物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 209,000円
- 2 損害賠償の相手方 法人
- 3 事件の内容
 - (1) 発生日時 令和8年3月27日 午前10時35分頃
 - (2) 発生場所 熊本県宇城市三角町三角浦1159番地195地先
 - (3) 概要 公用車を運転中、後退しようとした際、相手方のフェンスに接触し損傷させたため、市に賠償責任が生じたもの

報告第20号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	変更金額（円）
松橋中学校校舎等解体工事（2期）の工事 請負契約の変更契約の締結	【今回変更減額】 195,605
	【現請負金額】 362,760,040
	【変更請負金額】 362,564,435

専決第18号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月24日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和8年5月7日付けの専決処分を経て変更契約を締結した工事請負契約（令和7年9月16日付け議決）について、次のとおり変更契約を締結する。

- 1 工 事 名 松橋中学校校舎等解体工事（2期）
- 2 今回変更減額 195,605円（税込）
現請負金額 362,760,040円（税込）
変更請負金額 362,564,435円（税込）
- 3 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町両仲間272番地1
商号又は名称 株式会社 日置組
代表者氏名 代表取締役 岡本 和久

報告第21号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定された事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	件 数	賠償金額（円）
学校支給のリボンテープによるランドセル汚損に係る損害賠償	1	8,000

専決第19号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月24日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和8年6月10日に熊本県宇城市小川町新田1675番地1で発生した学校支給のリボンテープによるランドセル汚損に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 8,000円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事件の内容
 - (1) 発生日時 令和8年6月10日 午後4時頃
 - (2) 発生場所 熊本県宇城市小川町新田1675番地1
 - (3) 概要 1年生の集団下校の班分けの確認に学校支給のリボンテープをランドセルに付けさせたところ、リボンテープが雨で濡れて色落ちしたことで、ランドセルを汚損し、市に賠償責任が生じたもの

報告第22号

令和7年度宇城市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和7年度宇城市一般会計継続費について、次のとおり精算報告書を調製したので、これを議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市一般会計継続費精算報告書
別紙のとおり

（提案理由）

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和7年度宇城市一般会計継続費精算報告書を議会に報告する。

令和7年度 宇城市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出 済額の差	左の財源内訳					
					国 県 支出金	特定財源			一般財源	国 県 支出金	特定財源		一般財源	国 県 支出金	特定財源		一般財源	
						地方債	その他				地方債				その他	地方債		その他
9 教育費	3 中学校費	松 橋 中 学 校 校 舎 建 替 事 業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			4	447,300,000	142,522,000	330,000,000	0 △ 25,222,000	0	0	0	0	447,300,000	142,522,000	330,000,000	0 △ 25,222,000			
			5	1,789,200,000	261,843,000	1,217,700,000	0	309,657,000	1,693,000,000	284,157,000	1,220,400,000	0	188,443,000					
			6	1,789,200,000	361,061,000	1,178,200,000	0	249,939,000	893,508,040	234,170,000	1,500,300,000	0 △ 840,961,960	895,691,960	126,891,000	△ 322,100,000	0	1,090,900,960	
			7	477,300,000		0	357,900,000		1,909,067,832	293,867,000	351,900,000	0	1,263,300,832 △ 1,431,767,832	△ 293,867,000	6,000,000		0 △ 1,143,900,832	
			計	4,503,000,000	765,426,000	3,083,800,000	0	653,774,000	4,495,575,872	812,194,000	3,072,600,000	0	610,781,872	7,424,128	△ 46,768,000	11,200,000	0	42,992,128

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

報告第23号

令和7年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、宇城市が出資していた有限会社アグリパーク豊野の経営状況を次のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第243条の3第2項の規定により、宇城市が出資していた有限会社アグリパーク豊野の令和7年度の経営状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5で定める当該法人の事業の決算に関する書類を作成したので、議会に報告する。

報告第24号

令和7年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和7年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を、別添監査委員の意見を付して議会に報告する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

1 令和7年度宇城市健全化判断比率

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.53%	20.00%
連結実質赤字比率	—	17.53%	30.00%
実質公債費比率	11.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	26.0%	350.0%	

2 令和7年度宇城市公営企業会計資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

3 令和7年度宇城市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 別冊のとおり

（提案理由）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和7年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率を議会に報告する。

承認第5号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

令和8年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）
別冊のとおり

（提案理由）

令和8年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」の応急対策及び災害復旧等を図るため、公共施設等の応急復旧や被災者の応急救助等に係る事務を緊急で行う必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、議会において議決すべき事件を地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

専決第20号

専決処分書

令和8年度宇城市一般会計補正予算(専決第1号)について、急施を要すると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和8年7月29日専決

宇城市長 末松 直洋

承認第6号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

令和8年度宇城市水道事業会計補正予算（専決第1号）
別冊のとおり

（提案理由）

令和8年熊本地震により水道施設に甚大な被害が発生し、市内広範囲に断水が生じたことに伴い、被災者への飲料水の供給及び被災した水道施設の応急復旧を迅速に実施するため、これらに必要な経費について予算を早急に補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、議会において議決すべき事件を地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

専決第 2 1 号

専決処分書

令和 8 年度宇城市水道事業会計補正予算（専決第 1 号）について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 9 日専決

宇城市長 末松 直洋

承認第7号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

令和8年度宇城市下水道事業会計補正予算（専決第1号）
別冊のとおり

（提案理由）

令和8年熊本地震により下水道施設に甚大な被害が発生し、被災した下水道施設の応急復旧を迅速に実施するため、これらに必要な経費について予算を早急に補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、議会において議決すべき事件を地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

専決第 2 2 号

専決処分書

令和 8 年度宇城市下水道事業会計補正予算（専決第 1 号）について、急施を要すると認め、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 9 日専決

宇城市長 末松 直洋

議案第 54 号

宇城市公告式条例及び宇城市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市公告式条例及び宇城市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市公告式条例及び宇城市行政手続条例の一部を改正する条例

(宇城市公告式条例の一部改正)

第 1 条 宇城市公告式条例（平成 17 年宇城市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「に掲示」の次に「し、又は市のホームページに掲載」を加える。

(宇城市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 宇城市行政手続条例（平成 17 年宇城市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇城市行政手続条例第15条第3項(第22条第3項(第25条において準用する場合を含む。))及び第29条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行に伴い、宇城市公告式条例及び宇城市行政手続条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 55 号

宇城市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

宇城市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例（平成 17 年宇城市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 6 条第 1 項第 6 号中「第 2 条第 1 項」を「第 2 条」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）の施行に伴い、宇城市認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 56 号

宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例

(宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年宇城市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード」に、「をいい、」を「をいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（以下「印鑑登録証等」と総称する。）（個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書は、」に、「ものに」を「ものであって、印鑑登録者が申請する場合に」に改め、「（登録者が申請する場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「印鑑登録証又は個人番号カード」を「印鑑登録証等」に改め、同条第 3 項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード、特定特別永住者証明書」を加える。

第 12 条の 2 第 1 号及び第 2 号中「印鑑登録証又は個人番号カード」を「印鑑登録証等」に改める。

(宇城市手数料条例の一部改正)

第 2 条 宇城市手数料条例（平成 17 年宇城市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部戸籍の全部・個人事項証明の交付手数料の項中「個人番号カード」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に改め、同表地籍の部中「国土調査法第21条第2項の規定に基づく国土調査の成果の写し又はそれに類似する成果の閲覧手数料」を「国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項の規定に基づく国土調査の成果の写し又はそれに類似する成果の閲覧手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 57 号

宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

宇城市こども医療費助成に関する条例（平成 17 年宇城市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の施行に伴い、宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第58号

宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例（平成27年宇城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号」を「法第27条第1項」に改め、同号イ中「令」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）」に改め、同条第2号中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 59 号

宇城市立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

宇城市立学校体育施設の使用に関する条例（平成 17 年宇城市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 6 条関係）

1 三角学校施設

施設名		使用料（1 時間当たり）		照明使用（1 時間当たり）		冷暖房料（1 時間当たり）
		市内	市外	市内	市外	
三角小学校	体育館全面	200 円	400 円	200 円	400 円	1,400 円
	体育館半面	100 円	200 円	100 円	200 円	
	グラウンド	無料	400 円	—	—	
青海小学校	体育館全面	200 円	400 円	100 円	200 円	700 円
	体育館半面	100 円	200 円			
	グラウンド	無料	400 円			
三角中学校	体育館全面	200 円	400 円	200 円	400 円	1,800 円
	体育館半面	100 円	200 円	100 円	200 円	
	柔道場	100 円	200 円	100 円	200 円	400 円
	剣道場	100 円	200 円	100 円	200 円	
	ミーティングルーム	100 円	200 円	—	—	100 円

	サッカーコート	無料	400円	—	—	—
	野球コート	無料	400円	—	—	—
	テニスコート1面	無料	200円	—	—	—

備考

1 利用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。

2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合

イ 利用者の過半数以上が市外居住の場合

2 不知火学校施設

施設名		使用料（1時間当たり）		照明使用（1時間当たり）		冷暖房料（1時間当たり）
		市内	市外	市内	市外	
不知火小学校	グラウンド	無料	400円	—	—	—
	体育館	200円	400円	100円	200円	1,500円
不知火中学校	グラウンド	無料	400円	—	—	—
	体育館全面	200円	400円	200円	400円	—
	体育館半面	100円	200円	100円	200円	—
	柔道場	100円	200円	100円	200円	—
	剣道場	100円	200円	100円	200円	—

備考

1 利用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。

2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合

イ 利用者の過半数以上が市外居住の場合

3 松橋学校施設

施設名		使用料（1時間当たり）		照明使用（1時間当たり）		冷暖房料（1時間当たり）
		市内	市外	市内	市外	
当尾小学校	体育館全面	200円	400円	100円	200円	1,400円
	体育館半面	100円	200円	—	—	—
	グラウンド	無料	400円	—	—	—
豊福小学校	体育館全面	200円	400円	100円	200円	1,400円
	体育館半面	100円	200円	—	—	—
	グラウンド	無料	400円	—	—	—
豊川小学校	体育館全面	200円	400円	100円	200円	—
	体育館半面	100円	200円	—	—	—
	グラウンド	無料	400円	—	—	—
松橋小学校	体育館全面	200円	400円	100円	200円	—
	体育館半面	100円	200円	—	—	—
	グラウンド	無料	400円	—	—	—

松橋中学校	体育館全面	200円	400円	200円	400円	—
	体育館半面	100円	200円	100円	200円	
	柔道・剣道・卓球・体操場それぞれ	100円	200円	100円	200円	—
	テニスコート1面	無料	200円	400円	800円	—

備考

1 利用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。

2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合

イ 利用者の過半数以上が市外居住の場合

4 小川学校施設

施設名		使用料（1時間当たり）		照明使用（1時間当たり）		冷暖房料（1時間当たり）
		市内	市外	市内	市外	
海東小学校	グラウンド	無料	400円	—	—	—
	体育館全面	200円	400円	100円	200円	1,400円
	体育館半面	100円	200円			
小川小学校	グラウンド	無料	400円	—	—	—
	体育館全面	200円	400円	100円	200円	1,200円
	体育館半面	100円	200円			
小野部田小学校	グラウンド	無料	400円	—	—	—
	体育館全面	200円	400円	100円	200円	1,200円
	体育館半面	100円	200円			
河江小学校	グラウンド	無料	400円	100円	200円	—
	体育館全面	200円	400円	200円	400円	—
	体育館半面	100円	200円	100円	200円	
小川中学校	グラウンド	無料	400円	—	—	—
	体育館全面	200円	400円	100円	200円	1,700円
	体育館半面	100円	200円			
	武道場	100円	200円	100円	200円	600円
	卓球場	100円	200円	100円	200円	500円

備考

1 利用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。

2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合

イ 利用者の過半数以上が市外居住の場合

3 河江小学校グラウンドの照明の使用は、専用コインで行い、単位は30分ごととする。

5 豊野学校施設

施設名		使用料（１時間当たり）		照明使用（１時間当たり）		冷暖房料（１時間当たり）
		市内	市外	市内	市外	
豊野小中学校	グラウンド	無料	４００円	１００円	２００円	—
	体育館全面	２００円	４００円	２００円	４００円	—
	体育館半面	１００円	２００円	１００円	２００円	
	武道場	１００円	２００円	１００円	２００円	—

備考

１ 利用時間１時間未満の端数は、１時間とみなす。

２ 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合

イ 利用者の過半数以上が市外居住の場合

附 則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

小中学校屋内運動場の空調設備設置による冷暖房料の設定に伴い、宇城市立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第60号

宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇城市水道事業給水条例（平成17年宇城市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和8年熊本地震の被災により、宇城市の指定する地元の給水装置工事事業者の確保が困難なため、他の地方公共団体の長が指定する給水装置工事事業者による工事の施行を可能とする必要があることから、宇城市水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第61号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 工 事 名 松橋中学校駐輪場改築工事
- 2 工 事 場 所 宇城市松橋町松橋522番地1
- 3 契 約 金 額 162,030,000円(税込)
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町松橋1028番地
商号又は名称 株式会社 高橋建設
代表者氏名 代表取締役 堀本 利好

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宇城市条例第47号)第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第62号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり工事請負契約の締結についての議決の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 工 事 名 宇城市保健福祉センター中規模改修工事
- 2 今回変更増額 23,159,627円(税込)
現請負金額 321,970,000円(税込)
変更請負金額 345,129,627円(税込)
- 3 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町両仲間272番地1
商号又は名称 株式会社 日置組
代表者氏名 代表取締役 岡本 和久

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宇城市条例第47号)第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第63号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり工事請負契約の締結についての議決の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 工 事 名 豊福小学校校舎棟改築工事
- 2 今回変更増額 9, 8 2 3, 7 8 4円 (税込)
現 請 負 金 額 3, 1 4 2, 5 4 6, 0 3 5円 (税込)
変更請負金額 3, 1 5 2, 3 6 9, 8 1 9円 (税込)
- 3 契約の相手方 住 所 熊本県熊本市中央区大江4丁目13番20号
商号又は名称 小竹・高橋・いさお特定建設工事共同企業体
代表者氏名 株式会社 小竹組 代表取締役 江越 征記

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇城市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第64号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 財 産 宇城市立小学校ディスプレイ型電子黒板 204台
- 2 納 入 場 所 宇城市三角町三角浦574番地1ほか11か所
- 3 取 得 価 格 36,352,800円(税込)
- 4 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町久具318番地4
商号又は名称 合資会社 下田文具店
代表者氏名 代表社員 下田 道雄

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年宇城市条例第47号)第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第65号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償請求事件に関して損害賠償の額を決定し、和解することについて議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

1 相手方

(1) 住所

(2) 氏名

2 損害賠償の額

2, 105, 684円

3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、本件に関し、上記2の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前項の金員を議決後速やかに支払う。
- (3) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務が無いことを相互に確認する。

4 事件の内容

- (1) 発生日時 令和8年3月22日 午後10時頃
- (2) 発生場所 熊本県宇城市不知火町高良668番2付近
- (3) 概要 相手方の運転する車両が宇城市道不182号不知火ウキウキ線を走行していた際、市の所有地にあった木の枝が折れて、市道上に出てきていたことにより、車両荷台の上部に接触し、荷台パネル部分が損傷したことで、道路管理者の市に賠償責任が生じたもの

(提案理由)

損害賠償請求事件に関して損害賠償の額を決定し、和解をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第1号

令和7年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市一般会計歳入歳出決算は議会の認定に付し、同法第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

認定第2号

令和7年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、議会の認定に付し同法第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

認定第3号

令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、議会の認定に付し同法第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

認定第4号

令和7年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算は、議会の認定に付し同法第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

認定第5号

令和7年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算は、議会の認定に付し同法第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

認定第6号

令和7年度宇城市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度宇城市水道事業会計決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度宇城市水道事業会計決算は、議会の認定に付し地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

認定第7号

令和7年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度宇城市下水道事業会計決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月1日提出

宇城市長 末松 直洋

決算書及び監査委員の意見書
別冊のとおり

（提案理由）

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度宇城市下水道事業会計決算は、議会の認定に付し地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第3号の規定により、議会の議決を要する。

